

●香川県選挙管理委員会告示第45号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和3年10月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

審 査 分 会 長		審 査 分 会 長 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
高松市浜ノ町60番25-402号	小瀧 賢士	高松市仏生山町甲235番地1-402号	細川 裕貴